

第五章 戦時下的鷺山

第一節 戦時下的行政

郡団体事務所 郡が郡区町村編成に基づいて作られたのが明治一二年（一八七九）。明治二三年（一八九〇）には郡制ができ、郡役所を置いた。郡役所には郡長、郡書記、郡視学、郡吏員を配置し、主に勧業、教育、土木の行政を掌らせていた。ところが、大正一二年（一九二三）四月、勅令により郡制が廃止された。

そこで、岐阜県でも各郡役所を廃止したが、県庁所在地より遠距離にあり、地域的にも特殊事情にある大野郡高山町には、岐阜県支庁を設置した。

その後、各郡では、管内町村長の申し合わせにより、旧郡役所を、町村長会事務所・水害予防組合事務所・水利組合事務所・郡農会事務所・郡畜産会事務所・郡山林会事務所・日赤・愛国婦人会・海員掖済会等、組織団体の郡統轄の事務所として利用した。そこで、これを総称して郡団体事務所と呼び、自治的運営がなされた。

当時の鷺山村は、稻葉郡に属していたので、稻葉郡役所・稻葉団体事務所の管下にあつた。

地方事務所 昭和一七年（一九四二）七月、政府は、行政内容の多様化、地域行政の充実のために、本庁の出先機関として地方事務所の設置を決定した。

これは、大東亜戦争（世界第二次大戦）に突入して半年目、戦争遂行の国策行政の一環と考えられる。当地域の地方事務所は岐阜市に在つて伊奈波地方事務所といつた。

地方事務所には所長・課長、視学室には視学・主事・嘱託、さらに主事補・技手がおかれて、行政事務を分掌していた。

終戦後は、事務所の分掌事務や専決内容等全面的改正はあつたが、昭和三一年（一九五六）三月一九日条例第三号岐阜県県事務所等設置条例が公布されるまで、名称は継承され地域に密着した地方行政の拠点であった。

岐阜市役所 岐阜市役所は明治二二年（一八八九）七月一日、岐阜米屋町外五四ヶ町村と今泉・小熊・富茂登・上加納の一部を併せて、岐阜市となり、同年一〇月二十五日に今泉西野町に市役所を開庁した。

当時の戸数五一五〇戸、人口二万五、七五〇人であつた。

開庁二年後の明治二十四年、濃尾大震災が起り、市庁舎は火災だけは免がれたものの小熊の願正坊に移つた。

明治二七年（一八九四）に白木町に新庁舎を建設し移転した。

当時の市役所内の機構は、二課で、

第一課 庶務・兵事・学務・勧業・衛生・財務・戸籍

第二課 土木・税務

であつた。

大正八年（一九一九）一一月、今までの庁舎では狭小となつて、美江寺町（現在美江寺公園）に鉄筋コンクリート一

階建の庁舎を建設して移転した。

美江寺町に移転してからは、六課に分け、各課に課長を置いて分掌事務を統轄させた。

鷺山支所 昭和一〇年（一九三五）岐阜市合併の前日、鷺山村では六月一四日午後五時から、市の出張所となる役場で、村會議員・在郷軍人会・青年団・処女会員その他が集つて「廃村式」が行なわれた。翌一五日の大阪朝日新聞（岐阜版）には、「三里・鷺山両村、愈よけふ合併、廢村式や事務引継執行、新しく出張所設置」と、大見出しで合併記事を載せている。さらに「両村役場の看板は、十五日朝をもって木の香も新しく墨痕鮮かに、岐阜市出張所と書かれたのに取り替えられた」とある。

六月一五日付けで岐阜市となつたその日から、出張所は旧鷺山村役場内に置かれて村行政を引き継ぐ形で開設された。場所は鷺山の北山麓にある現岐阜市農協鷺山支店の東端に位置し、二階建の本館（四八坪）と木造平屋建の用務員室（七・五坪）をそのまま使用したのである。

当時鷺山の戸数（世帯数）二六一戸 人口 一六三八人 男子 八五四人 女子 七七八人であった。初代出張所長は村長であった神野令で事務内容は、役場の行つていた行政事務を引継いだ形で、土木・建設・学務等を除いた、地域住民の戸籍に関する事務、税務、証明または配給、医療、広報に関する事務を行つていた。

やがて日華事変から大東亜戦争と、戦局の進展と激化に伴い、経済統制による米穀の管理配給、専売品の配給、衣料切符の取扱い等の事務が加わり、且つ又戦死者の内報・公報、軍の指令に基く通達、遂には、防空体制への物資斡旋から防空壕用木材の調達まで、所長以下四名の少数職員で昼夜兼行の奮斗が終戦の日まで続けられた。

終戦後も、打ち続く食糧難や物資の窮乏、また貨幣の切替え等、混迷する市民に軍政部からの指令に基く行政を、きめこまくしたのも支所である。

米穀手帳・配給手帳が身分証明書であり、これを持ち歩かないと、米を始め、物一つ買うことが出来なかつた当時である。こうした手帳の発行や配給品受取切符の公布も支所の仕事であり、終戦による帰還軍人や、外地からの引揚げ者の戸籍上の事務に諸登録等大変なものであつた。

終戦後間をおかず、岐阜市にも復興のきさしがめざましくなると、いち早く岐阜市のベットタウンとして地の利にある鷺山は、清洲町を中心には住宅化が推進され、居住者が増加するに伴い住民登録外各種事務が激増した。

昭和三四（一九五九）東海地方を襲つた伊勢湾台風は、地域に大被害をもたらした。鷺山山麓の支所（旧役場）も、この時大破損し鷺山大通りの方に移転した。

その後も、支所長を含めて五人の職員で、地域住民に密着した行政を推進してきただが、市の行政改革の一環として昭和六〇年度から支所の統合が行われ、同年には西部七支所が統合し西部支所（以後事務所といふ）になり昭和六一年度から鷺山支所も日光事務所に統合された。

さらば鷺山支所

「役場がなくなるって淋しいねえ。」近頃、私は道で出会うお

鷺山支所開設から統合事務所になるまでの支所長一覧

代 姓 名	住 所	年 度 代
初代 下土居(元村長)	下土居(元村長)	S〇
第二代 堀 神	堀 神	不詳
第三代 栗 森	栗 森	S六
第四代 森 場	森 場	S三
第五代 正 木	正 木	S七
第六代 鷺山二	鷺山二	S七
第七代 長 良	長 良	S三
第八代 正 木	正 木	S七
第九代 鷺山三	鷺山三	S七
第十代 常磐	常磐	S三
第十一代 天神町	天神町	S元
第十二代 三橋町	三橋町	S元
第十三代 島 天神町	島 天神町	S元
第十四代 玉川町	玉川町	S元
第十五代 小西郷 加納神明町	小西郷 加納神明町	S元
第十六代 前 山県岩見沢	前 山県岩見沢	S元
第十七代 S〇	S〇	S〇
第十八代 毛 S一	毛 S一	S一
第十九代 疋 S二	疋 S二	S二
第二十代 君 S三	君 S三	S三
第二十一代 置 S四	置 S四	S四
第二十二代 疋 S五	疋 S五	S五
第二十三代 畠 S六	畠 S六	S六
第二十四代 堺 S七	堺 S七	S七
第二十五代 畠 S八	畠 S八	S八
第二十六代 堺 S九	堺 S九	S九
第二十七代 堺 S十	堺 S十	S十

年寄からこう嘆かれます。いわれるまでもなく「私だつて淋しいですよ。」といいたくなるのをのみ込んでこらえるのです。お年寄が、淋しく思われるのももつともな話で、今までは畠仕事のついでにちょっと寄つてというような気軽さで出入りしていた役場（支所）が隣り村（校下）へ移つてしまつたのですからため息も出ようというものです。

因みに旧鷺山村について調べてみますと、

1 明治維新前ハ尾州領ニシテ一部大垣戸田領ナリシ処維新後笠松県置カレ其ノ管下ニ属し明治四年岐阜県ト改称サル。

2 明治二十三年一月正木村外二ヶ村（鷺山村・下土居村）組合役場ヲ設ケ正木村心洞寺ニ之ヲ置ク。

3 明治三十年四月町村制実施セラレ鷺山村ト改称シ大字正木字山本（鷺山上）ニ役場ヲ置ク。

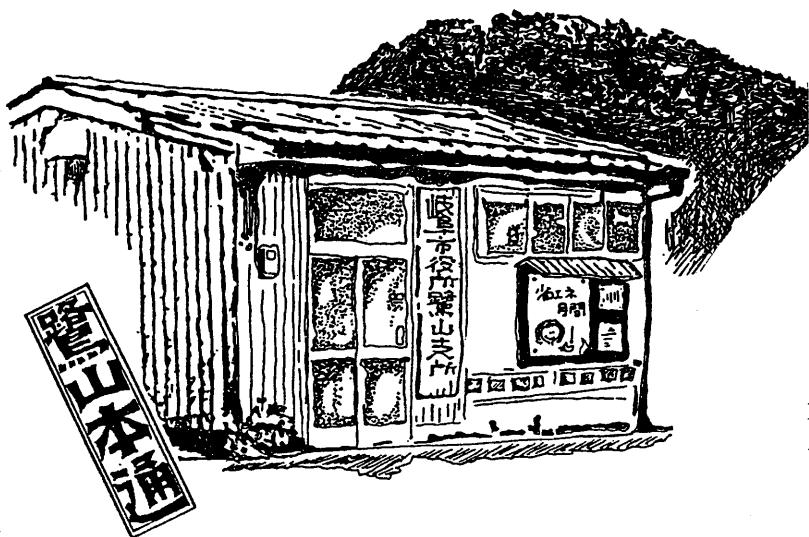
4 昭和三年十月二十八日現在ノ処（現在の処とは前支所の位置つまり現岐阜市農協鷺山支店東端）ニ移転ス。

役場の建物 二階建本館四十八坪、木造平屋用務員室七坪五合

その建設費 四千四百八十四円二十銭

建設年月日 昭和三年十一月

5 昭和十年六月十五日岐阜市へ合併



△ 戸数 二百六十一戸

△ 男 八百五十四人

△ 女 七百七十八人

とありました。まさに今昔の感一入です。

隣村の則武へは少し大雨が降ると舟で往き来したとか、早朝の忠節橋は、野菜を積んだ大八車で混雑したなどの話を聞きました。私も小学校の頃鷺山へ古川の堤を歩いて遠足に行き、その思い出の場所に記念碑が建っていることなど、昔話しな花が咲くこともあつたり、楽しく張りのある職場でした。

閉じられた鷺山支所に昭和三十六年頃に旧役場（支所）か

〔鷺山農業会の設立〕

昭和一八年に施行された農業団体法によつて、それまでの産業組合・農会・畜産組合などが統合されて、農業会が誕生した。

農業会にあつては、組合員の産業や経済を発展させるよりも、農業に関する国策に即応し、農業の整備発展をはかるという、国家目的が優先された。

そして、強制加入、会長の官序任命制などによつて、加入脱退の自由も民主的な運営もできなくなつた。

こうして生まれた農業会は、完全に国策代行機関となり、農産物の全面的集荷、資材の一元配給、貯金の吸収による国債の消化にあつたのである。

鷺山村信用購買販売利用組合は昭和一九年四月に鷺山農業会に承継されたのである。

ら移つたのは台風で建物が破損したためと聞いています。

台風といえば、五十一年の九・一二豪雨も大変でした。幸い支所は被害をまぬがれたものの、多くの世帯が床上浸水となり、ボートを積んだトラックが支所の前を往き来するのを見守りながら消毒剤や救援物資の割り当てに汗したのも思い出です。

災害の後、都市化が進み鷺山全域はすっかり変つてしましました。

しかし、お年寄にとって支所はいつでも役場でした。

（早矢仕恵子氏）

*昭和一八年に工費六千円で現在地に木造二階建の事務所が建設された。その後、昭和四二年四月現在の鉄筋造事務所に建て替えのため取壊された。

鷺山農業会の役員

昭和一九年四月発足時の役員

俊治郎・小森仁三郎

鷺山農業会の事業

理事、川島俊治郎（会長）・森田禮一（専務）・川島捨次郎・

小森仁三郎・岩佐憲・山田松次郎・栗本賢市

監事、川島松太郎・北川儀三郎・高橋孝吉

昭和二一年五月一日当時の監事

山田太郎・岩佐憲・北川儀三郎

昭和二三年五月一日当時の理事

小森仁三郎・北川甚作・森瀬甚市・神野令・川島俊治郎・

梅田眞二・高橋孝吉・山田一郎

昭和二二年鷺山農業会解散に伴う清算人

北川甚作・森瀬甚市・山田一郎・神野令・高橋孝吉・川島

農業に関する国策に即応し、農業の発達を図る。次の事業を行う。

- 1、農業の指導奨励と農業の発達に関する施設
- 2、農業に関する調査研究
- 3、農業に従事する者の福利増進に関する施設
- 4、農業用物資の購買又は加工生産に関する施設
- 5、会員の販売する物の売却、又は加工に関する施設
- 6、会員に必要な資金の貸付及び貯金の受入
- 7、農業保険法による共済事業
- 8、農業倉庫業法による農業倉庫の経営

第二節 長良川の締切り

水災と当地域 大雨で洪水ともなると、長良橋の西から三つの川筋へ濁流となつて流れ込み、早田と則武の間の長良古川や、則武と鷺山の間の長良古々川も堤防をのり超えたり、破堤して、家居や田畠に甚大な被害を与えた。

そこで、川北地方では自然と川原や荒地が広がり、川岸には雜木や松・竹藪^{きつやぶ}が生い茂り、岐阜町に通じる細い曲がり小道が、川原の中を通っていた。

村人が岐阜の町に行く道中、野兎や狐^{きつね}の姿を見かけることもあり、鷺山と早田の境の河原には、集落を作り一～三〇人が生活していた。洪水の去った翌朝から、晴天の日を待ちわびて、衣類等が周囲の松の木やその他の樹木に乾かされる様は、時の風物光景でもあった。今では、川原らしい雜木林、竹藪、松林を見ることはできないが、只一つ、緑ヶ丘の二本松公園の松が、僅かに当時の面影を残している。

当時は、このあたり松林が並木のように生い茂って、六〇〇余りも続いていた。今残つておれば、二本松公園の松ほどの大木が並木をつくつていて、さぞ壯觀だろうと思われる。

当時、鷺山は、殆ど農家で、それも水田耕作は僅かであつて、畑作が主であった。主な農作物は大根・南瓜^{かぼちゃ}・人参で、舟で桑名や四日市まで売りに行き、また、米の産地へ野菜を持って行つて米と交換（物々交換）による生活もしていた。

尚、川原やその近くの畑には桑を植えて桑園とし、養蚕業も盛ん



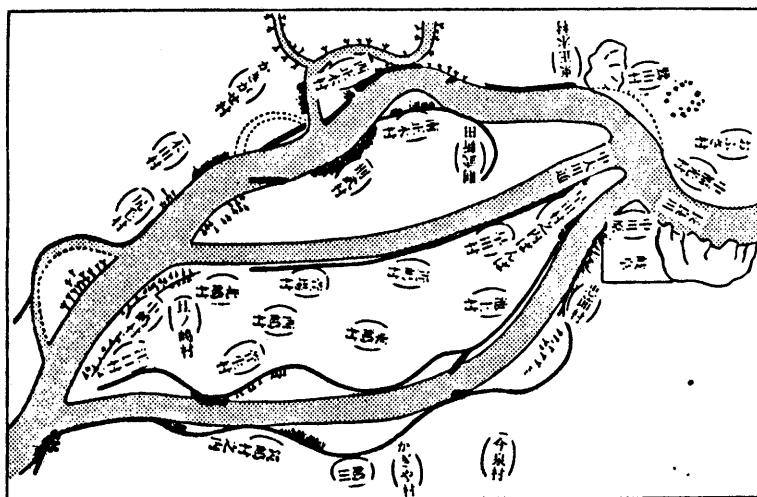
鷺山山頂から正木の水害をみる川筋にみえるのは低地の畑（桑原進氏提供）

であった。

しかし、常に水害を避けることが出来ず、水害に脅え悩まされた生活と、土壤も砂礫に荒され豊かな土地ではなかつた。

長良川改修工事の促進 每年のように水害に苦しんできた鷲山を初め、隣の則武・木田・早田・島・黒野・合渡の各村と、その他河川流域の総ての住民は、長良川の三川の改修工事を江戸時代から幕府に陳情してきたが受け入れられなかつた。

慶長一五年（一六一〇）今より約四百年前、当時の黒野城主加藤左衛門尉貞泰が年々の長良古々川の氾濫により領内の住民の蒙る甚大な水害や悩みを救おうと決意し、住民の協力を得て、夜陰に乘じて古々川を締切り、延長約六百㍍（尉殿堤記念碑より長良崇福寺堤までで一夜堤ともいう）の今も一部面影を残す尉殿堤の築堤工事を始めたが、加納藩主奥平信昌（夫人は徳川家康の女・亀姫）の耳に入り、貞泰は米子に移封を命ぜられ、工事は半ばで中断して完成をみることが出来なかつた。三百年を経てやつと、明治二〇年代から、長良川になやまされて来た川北二七ヶ村で水理組合を設け、自村負担で資金をつくり、各村総代が連署して陳情した。



長良川 岐阜県歴史資料館蔵「川通絵図」より作図。

当地域関係の総代は

正木村

総代

川島善吉

〃

山田慶吉

鷲山村

上土居村

神谷与市
下土居村
岩佐祐平

である。

ところが、左岸に当る岐阜・加納など川南の町村は、強力な政治家を擁してこれに反対し、主旨は認めながら実現には及ばない情勢であった。

当時では、今の長良川を廢止して古々川を長良川の本流にせよとの論議もあった。

明治二六年一月に、木曽川改修工事の速成請願が、岐阜県・愛知県の請願委員名で貴衆再院議長宛に提出され、同年一二月には、長良川改修延長の請願として長良古川改修の陳情を方県郡・本巣郡二六ヶ村總代によつて貴衆両院の議長に提出された。

この陳情二年半後の明治二九年には、未曽有の洪水が古川を激流し、鳥羽川・伊自良川・板谷川の堤防を溢流して、各村、三ヶ月の湖状濁水が続いたという。

当時は各村が輪中で、各々止むに止まれず自衛で補修しながら、政府の洪水施策を待つたが、古川口の締切りは、左岸との政治力の差で容易に片付かぬまま、大正時代に入り、他の河川が着々改修事業を進行するも、当地はその恩恵に浴することができなかつた。

やがて、大正一三年（一九二四）に稻葉郡長に着任した大野勇は、長良川左右両岸を一円とした治水会を組織して、上流改修工事並にこれに付随する事業の進行を図るべきだとして、翌年の三月一日稻葉郡及び岐阜市関係水理組合代表

者の協議により、長良川治水会を結成し、大局から治水問題の根本的解決を図ることになった。

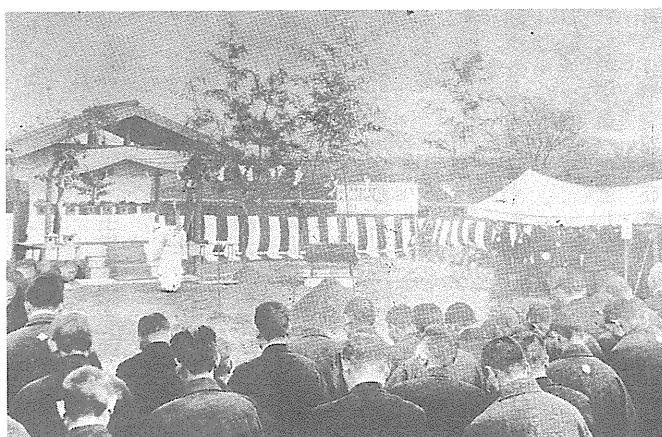
このようにして、明治二六年以來長良川北の諸村が政府に陳情を続けてきた三大川上流改修工事や古川口締切りに反対する川南諸町村の要求対策も整い初年以來三七年を経て漸く着工となつた。即ち昭和六年一月内務省直轄古川締切り工事として起工式を行つた。

この工事は、長良川改修工事の長良古川・古々川川口の締切りと、鳥羽・伊自良・板屋の三支派川の改修も併行しての工事のため、長良川治水会より発展的に、長良川北八ヶ村で長良川北水害予防組合を作つて発足することになった。

組合設立の目的は、政府事業として古川を締切り、支派川の改修を行うことになり、地元は堤塘の防禦、悪水排除、水害の予防と水利を兼ねてその維持にあたるにあつた。

長良川の締切り 長良川の締切りは、長良川改修事業の一環で、内務省直轄の事業として、昭和六年一月に起工式を行つたが、本格的工事は昭和一二年から始められ、昭和一四年に及ぶ二ヶ年の歳月をかけて完成をみたのである。

この長良川改修工事以前の長良川が、現長良橋下流で古川・古々川、及び現在の長良川の三筋に分かれ、現在の合渡



古々川・古川の締切り 県立図書館所蔵（天野敬也氏複写提供）

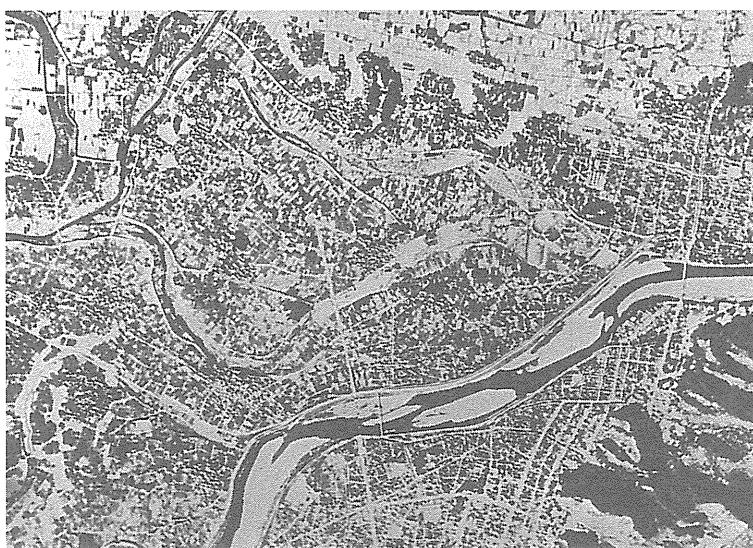
橋上流で合流して再び一筋の川となつていた。

そこで、この改修は、三筋の川を一筋の川に集中して流し、堤防を強固にして今までの洪水による氾濫被害を防ぎ、岐阜市周辺の治水の完璧をはかるにあつた。

三筋の河道のうち、どの河道を河川として残すか、その選択は川の左・右岸の人びとにとつて利害が相反することなので、大きな関心事であり、改修工事が遅れたことも、その一因であつた。

国の直轄事業であり、河川改良の基本である「川幅を拡げるための長い区間に亘つて引堤をする場合には、一般に水の流れを良くするため、川の平面形をスムーズにする」という考え方に基いて、設計された。

本締切は、木曽川上流改修計画に基づき、岐阜市長良福光及び早田地先長良右岸の古川・古々川分派口に締切堤を築き、以て長良川の派流を遮断するもので、其築堤の延長は五三八尺、築堤の高さは計画高水位の二・五尺、馬踏一〇尺。表裏二割法とし、表は馬踏より四・五尺下つて一〇割勾配、幅二〇尺の前小段を附し、小段以下法面には護岸工を施す。



長良川締切り、古々川、古川河道敷、昭和23年頃撮影（岐阜新聞社提供）

裏は馬踏より三尺下つて幅四尺の小段を設けて更に幅四十尺の犬走を附する。

これが設計の要約である。

古川・古々川の締切りは、分派口の締切りだけでなく、右岸の福光から江口まで一〇キロの堤防造りで、忠節橋の川幅一三七尺を二六六尺に、堤防敷で三倍近く長くし、高さは一倍半にする大工事であった。

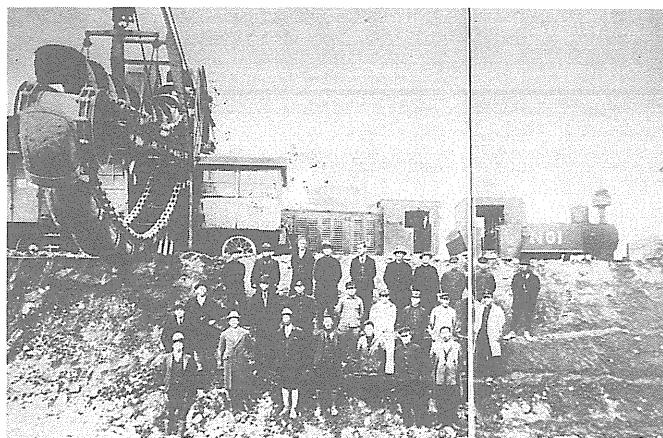
この川幅の拡張工事のため家屋を移転された人々も多い。早田地内の馬場で九八戸、岩倉で二八戸、橋本で六一戸の合計一八七戸が立退きされている。

当時の工事の模様を知る鵜飼義樹（鷺山清洲町一丁目一四）の話による

と、

氏は、その工事現場で「ラダー エキスカベーター」という土を堀る機械を運転して作業に当つていたが、自分の作業現場には、一日平均一二〇人位の作業員が働いており、蒸気機関車を使ったトロッコの外、馬に引かせるトロッコも利用し、今日のように機動力を使つた工具もなく、鍬・竹籠やモツコを使っての人力による作業で、工事の規模の大きさからいって大変な難工事であったとのことである。

このようにして、長良川の上流部一帯の改修工事として、錯綜する支派流を矯正し、本流の拡幅と堤防の強化がなさ



古々川・古川締切り 県立図書館所蔵（天野敬也氏複写提供）

れたのである。

古来、古川・古々川に悩まされた川北五ヶ村並びに、溢流する洪水が逆流して荒れ狂つた鳥羽川・伊自良川・板屋川・根尾川も、總ての諸支派川が共に改修されたことにより、地域住民の願いは勿論、左岸の岐阜市・加納を含む長良川流域の期待にそうち洪水防禦の根幹が竣工をみた。

本工事の竣工は、五千町歩の水害を除却し、延長一三歳に及ぶ輪中堤を廢堤にすることができて、約五〇万坪（一六六糟）の新生地を作ることができた外、県・市道共に冠水による交通障害を除去する等、直接にまた間接に、その恩恵は極めて大きい。

左に分派口締切堤の碑文を掲げる。

碑文 長良古々川 分派口締切に関する略記

長良川ハ元郡上川ト称シ山県郡中屋ニ於テ西ニ流レ太郎

丸・高富・梅原ヲ經テ伊自良川ヲ容レ方県郡岩利ヨリ南

流シ今川・折立・市場ヲ經テ同郡木田村ニ至リ津保川（今迄の長良古川）ヲ合セ南流シテ尻毛・江口ヲ經テ江崎ノ

東ヲ流レタリシガ、天文三年九月ノ大洪水ニテ山県郡千

足・側島・戸田各村ノ間ヲ破壊シ各務郡芥見ニテ津保川

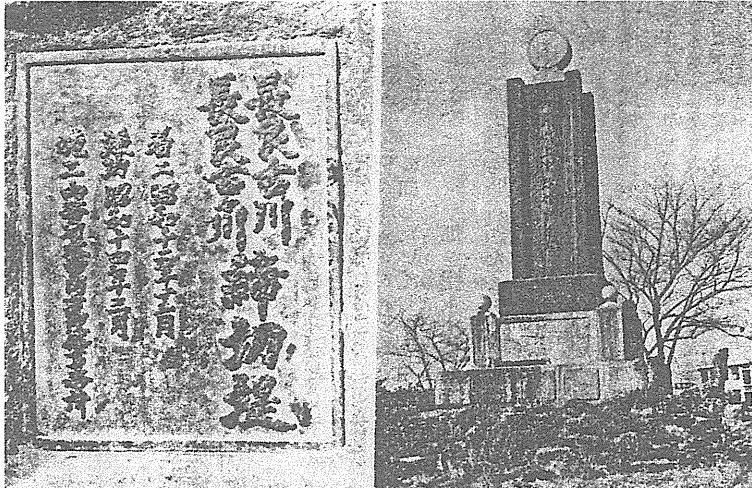
ヲ併セ二川一大河トナリ下流方県郡長良村ニ至リ厚見郡

早田村馬場ニテ井水口ヲ破リテ新川（今の長良川本流）ヲ生ゼリ、後、慶長十六年八月大洪水アリテ者藤道三ガ

鷺山居城ノ時城隍中ヘ水ヲ湛ヘンガ為ニ堀通セル水路崇
福寺前ニテ欠潰シ通船スルニ至リ、次デ慶長十九年八月
ニ更ニ同所切レ入り新川（今迄の古々川）トナリ恰モ長
良ノ本流トナリシガ、寛永十三年八月ノ洪水ニテ現今ノ
長良川本流ヲ流ルルニ至レリ
木曾川上流改修工事ハ大正十年度ヨリ着工セラレ、長
良川ノ改修工事ハ其ノ内一事業トシテ昭和八年度ヨリ本
組合区域内ノ工事ニ着手セラレ、就中古川・古々川分派
口締切工事ハ本組合関係住民ノ幾百年來ノ堯望ヲ貫徹シ
洪水ノ脅威ヲ除キ且幾十万坪ノ土地ヲ生カシ得ル長良川
上流改修工事中最モ効果ノ偉大ナル工事ニシテ其ノ起工

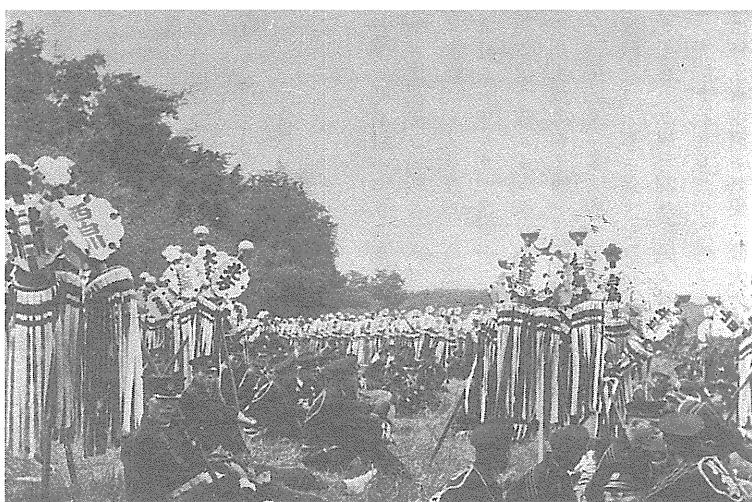
ヲ奉告スル
地鎮祭ヲ昭
和十二年十
二月本位置
ニ於テ挙行
シ同時ニ所
謂人柱ノ古
例ニ代フル
鎮石ヲコノ
地ニ鎮下シ
タルモ、之
ヲ一般ニ展
示セん為、
其ノ模石ヲ
今回碑頭ニ
顯現シタリ
昭和十
四年三月

長良川北水
害予防組合



綺切提記念

長良川改修工事記念碑（昭和14年）



梨本宮の檢閲總裁（昭和13年10月10日）

總裁の県消防組検閲　大日本消防協会總裁梨本富守正王は昭和一三年一〇月一〇日午後〇時二〇分から二時二〇分まで県下消防組を鷺山地内の長良古川廢川敷を検閲場として検閲された。主催は大日本消防協会岐阜県支部で、當時県下の消防組は三三一組。定員六万一二名・現在員四万九一四二名であったが、その代表としての受閱者は消防組員五六一四名・警察官五一名を数えた。

五六〇〇人以上の大部隊が受閱したのは鷺山校下の現在簡易保健センター附近で、検閲場の整地は岐阜中学・オ一工業学校・岐阜市所在大工場従業員らの集団勤労奉仕によった。

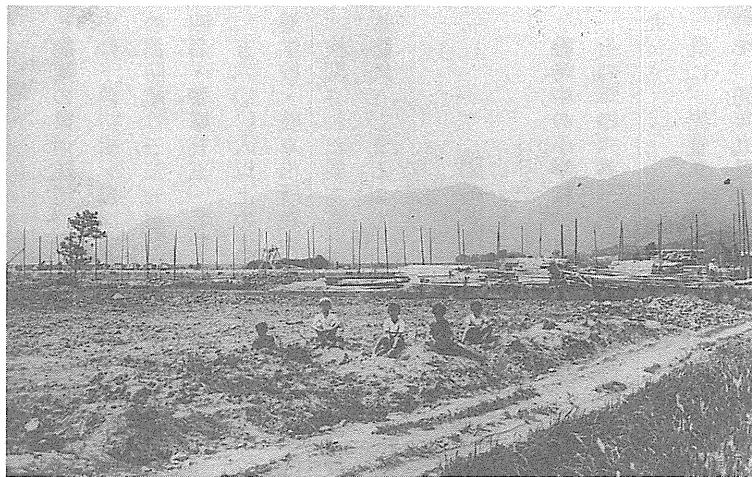
検閲された梨本宮は令旨を賜つた。県警察部長重田忠保は検閲を恐懼感激しているが、以後の消防組はひとり消火・水防にとどまることなく、やがて警防団に改組され、銃後を支えることとなつた。

第三節 鷺山小学校から国民学校へ

戦時中の小学校　鷺山小学校は、昭和一〇年（一九三五）八月まで、鷺山の北の嶺の上にあつた。

その年の六月一五日、稻葉郡鷺山村から岐阜市に編入したので、学校の名前も岐阜市鷺山尋常高等小学校と改称された。

既に、児童数の増加もあり、山頂で校舎・校地の拡充もできないことから、その麓の現在地に校舎移築がされていて、同年九月一日新校舎に移転した。



木造校舎工事中（北川巖氏提供）

『今まで、登下校に、雨の日も風の日も山頂へ登り降りして通つて以前の校舎と打つて変つて、平地の而も木の香も新しい新校舎に入つた時の喜びは忘れられない。たしか鷲山村が岐阜市になり、学校も新校舎が落成したので、盛大な祝賀式が行われたことを思い出すよ。』

と、当時の小学生が話してくれた。昭和六年（一九三一）の満州事変、翌年の上海事変から、風雲急を告げ、昭和一二年（一九三七）七月に始まつた日華事変（支那事変という）が始まると、学校教育の中にも、戦時体制の



昭和10年山からおりた鷲山小学校。右端に奉安殿が見える。

（川島康氏提供）

様相が色濃く入り込んで来た。

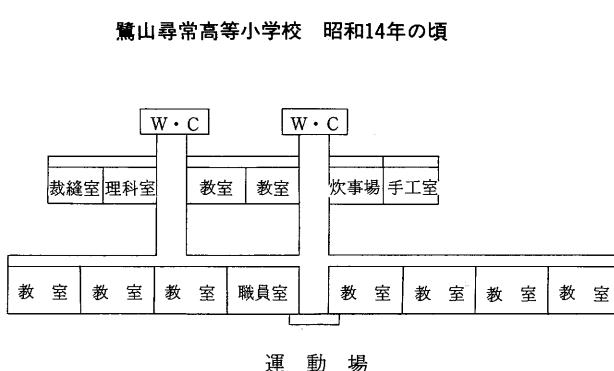
日華事変がはじまるとき、政府は、「挙国一致」「尽忠報國」の国内体制を確立するため、「国民精神総動員実施要綱」を決定し、昭和一四年九月一日から、毎月一日を「興亜奉公日」として、その運動を推進した。具体的には、氏神社の清掃や参拝、出征兵士の武運長久祈願、遣族の慰問など、地域を単位として実施され、国民の挙国一致体制の確立につとめたのである。

こうした社会状勢の中で、小学校の教育もこの国民精神総動員の運動と密接な関係をもつて進められた。その特徴は、「国体明徴と時局教育」「行的訓練と勤労作業」「体力増進」などの諸事項で、学校教育の重点は、皇室崇拝と敬神崇祖の思想教育が重視された。各学校に奉安殿を設けて遙拝させ、勅語下賜記念日に勅語服装（心にとどめて常に忘れない）の行事を行われるなど、また郷土の氏神社への定期参拝を行い、皇軍の武運長久を祈願したり、毎日神社の早朝清掃と日参が奨励された。

時局認識の教育では、校内の掲示板や黒板に、戦局地図や戦果の写真・記事を掲げたり、機会あるごとに校長や担任教師が、時局にかかる訓話をを行い、また出征軍人への慰問文を書かせるなど、時局認識をたかめる活動を行った。

また、昭和一三年から、勤労奉仕作業がひろく行われるようになり、出征軍人遣

鷺山尋常高等小学校 昭和14年の頃



運動場

家族への農繁期手伝いや、寺社の清掃奉仕、道路修理作業などが実施され、児童に勤労愛好と相互扶助、奉仕の精神を養おうとした。

体位体力の増進では、未来の労働力・兵力の源泉であるため、戦時下の主要な関心事であったので、児童の栄養改善のために肝油の服用、偏食矯正や咀嚼訓練が行われたり、寄生虫駆除に海人草を服用させたりした。また健康増進のために、日光浴・乾布摩擦を実施したり、正常歩訓練、駆足訓練、マラソン訓練を行うなど、積極的な身体訓練も重視された。

小学校が国民学校となる 昭和一二年（一九三七）一二月内閣に「教育審議会」が設置され、教育制度および内容の全般にわたる刷新振興について審議され、その答申にもとづき、昭和一六（一九四一）三月一日、「小学校令」を改正して「国民学校令」が公布され、四月一日から国民学校制度が実施された。

「国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス」と、国民学校令の第一条に掲げている。

その改革の主な点は

- ① 義務教育年限を八年に延長したこと。
- ② 国民学校の課程を初等科および高等科にわけたこと。
- ③ 高等科を修了した者のために修業年限一年の特修科を設けることができる」と。
- ④ 修学義務の徹底を図ったこと。
- ⑤ 国民学校は公立を原則としたこと。

⑥ 学校職員の組織、待遇を改善したこと。

などであるが、その外、学校の編成や職員の職制（校長・教頭・訓導・養護等）も改革された。

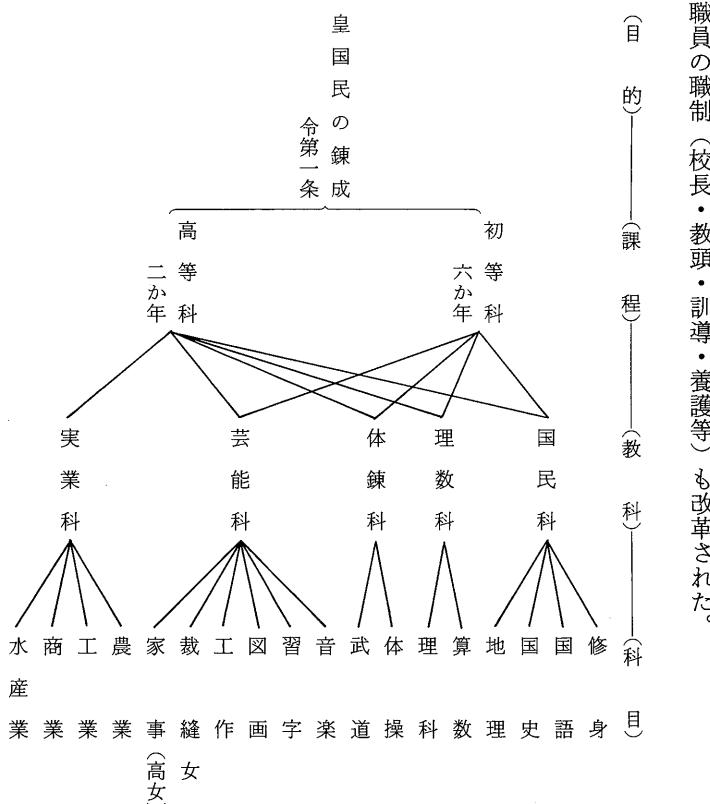
国民学校の教育の内容と方法

(ア) 教育課程

戦時の小学校での教科目は、「修身、国語、算数、国史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫（女兒のみ）」とし、高等科になると、「手工、実業、家事（女兒のみ）」を加えることができると定められていたが、昭和一四年（一九三九）五月の改正で、五年生以上の男子に対し、教授時間外において「武道」（剣道と柔道）を授けることにしている。

そのねらいは、

「児童心身ノ鍛成ヲ図リ真ニ国民タルノ人格ヲ陶冶スル」こととなつて



（文部省普通学務局編『国民学校制度ニ関スル解説』）

いる。

やがて、昭和一六年（一九四一年）国民学校になると、従前の教科を統合再編成して、国民科、理数科、体鍛科、芸能科、実業科（高等科のみ）の教科を設け、各教科をさらに数個の科目にわけていた。

(1) 教科書

昭和八年（一九三三）から、今までの「ハナ、ハト、マメ、マス」読本が「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」に始まる「サクラ読本」（小学国語読本各学年二冊）色刷り教科書になる。

この時期、児童の生活や心理を重んじる新教育の思想をとり入れたものの、内容的には国家主義的思想を強めた教科書となつた。

「尋常小学修身書」「尋常小学算術」などがそれである。

そして、国民学校になると、国民学校ではすべて国定教科書を使用させ、教科書以外の本を使用する時は、検定・認可、あるいは検定をうけたものでなければならないと定めていた。

(2) 勤労學習

勤労學習は、国民学校発足当時から行われていたが、昭和一九年（一九四四）戦時下学徒動員法が実施されることとなり、さらに昭和一九年七月ころから、初等科の高学年も食糧増産の勤労作業に参加し、高等科においては、応召家庭への手伝い、荒地の開墾、学校園でさつまいも・大豆・麦などの栽培や清掃・除草・野草採集と勤労作業に従事した。学校では国の勤労動員体制に応えて、学習計画に折込んで実施した。

(II) 昭和一三年頃の学校行事

毎月の定例行事、（日曜日の時は翌日）

一日・一五日 国旗掲揚・神社参拝

一〇日例 貯金日

中旬 体重測定

月曜日 校長訓話

学校が定めた月例の主な行事

学期毎の身体検査・非常災害避難訓練

学期・季節で体育的競技会・小運動会・競書会・写生会・読書会・映画会・武道会・外知能検査・父兄懇談会・校外指導日等

年間行事

四月 入学式・身体検査・遠足（健足運動といつて日の丸

弁当・おやつなし。）・天長節（拝賀式が行われた。）

五月 健康週間中の健康学習と実践・二七日海軍記念日な

ので默禱を捧げる。

六月 虫歯予防デー・時の記念日に因む行事。

七月 低学年の七夕祭・支那事変記念日で神社参拝や英靈

遙拝・一学期の終業式

八月 夏休み・ラジオ体操参加・登校日（通常三回、一日

は不時呼集を行った学校もあった。）

九月 第二学期始業式・秋季皇靈祭（儀式に参加默禱）

出書初々展、

二月 国民精神発揚週間・紀元節式典

第三節 鷲山小学校から国民学校へ

三月 母の日・地久節・春季皇靈祭・陸軍記念日、各々そ

の意義を昂揚する行事・卒業式・終了式

以上のように、特に四大節は国民的行事として尊重しなければならなかつた。四大節とは、四方拝・紀元節・天長節・明治節である。

また、軍事・国防行事も組み込まれていた。この年から定例の非常災變避難訓練の外に、非常避難訓練・非常訓練と呼称を変えて行事計画に入れていること。農村部で農繁期を食糧増産の爲約一週程度の学校休業が許されたり、農作業勤労奉仕活動がこの年ころから入つた。

第四節 青年の鍛練

実業補修学校 勤労青少年への補習教育を目的として、明治二六年（一八九三）井上文相は「実業補習学校規程」を定め、翌年には「簡易農学校規程」「徒弟学校規程」「実業教育費国庫補助法」を制定して、中下級技術者の養成を目指した。一〇年後の明治三七〇三八年（一九〇四〇五）の日露戦争を契機として、大きくとりあげられるよくなつた。それは、『富國ノ基礎ヲ鞏固ニシテ國力ノ増進ヲ期スルハ今日ノ最要急務トス、職ニ教育ニアル者亦自カラ実業思想ヲ養成スル。』

という、国策に則つたものと考えられる。

鷺山村においても、早くからこの気運が盛り上り、村の有力者を通じて、その有益性と必要性の談話会が開催されたり、或は村の教育関係者・青年会・婦人会により宣伝・啓蒙されて、明治四四年（一九一二）六月、鷺山尋常小学校の

併設学校として鷺山農業補習学校が、鷺山村正木地内に設立された。

当初の職員は、小学校教員二名が兼務で、学級も二学級ではじめられ、校長は小学校長の岩佐尚一が兼務した。その後も歴代小学校長が兼務している。

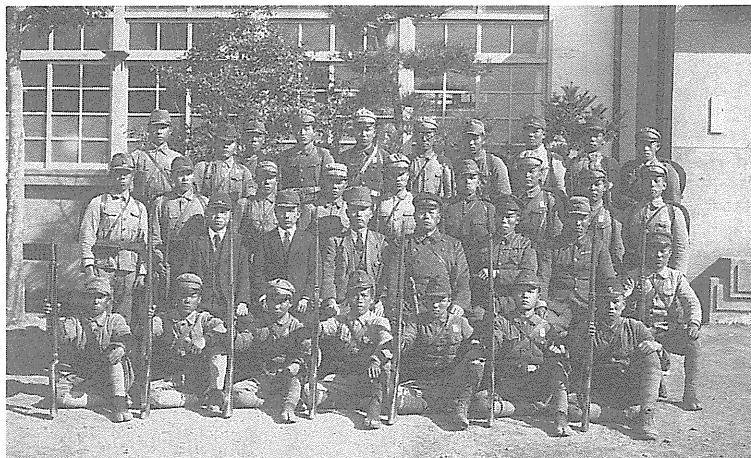
そこで、学則をつくり、一六歳から二〇歳までの在村する男女青年の希望者を集めて、一週一回（日曜日）の教授が始まった。

教授の内容は、農業実習を中心とした農村青年の育成で、害虫駆除・短冊形苗代・米麦種子の塩水撰・蚕病予防・綠肥の間作・堆肥の製造及び改良・稻の正条植・馬匹の去勢・米穀、野菜栽培の技術改良・生産拡大等々が指導された外、教育勅語の暗誦や解釋、公民として義務と時事問題の学習も、また、国家の立場が年を追って系統的に学習された。

当時の古老の話によると、『まだ平和な年代で、運動会・演芸会・音楽会・鑿剣会（剣道大会のこと）を計画してやったこと。一年が終了すると、成績のよかつた者に、品行・学業・出席について表彰があったから、わしら頑張って出席したものだ。』と、昔を懐しむように話してくれた。

その後、大正一一年（一九二二）六月に、実業補習学校施設要項並に準則が制定されて鋭意その普及発展が図られ、全国的に実業補習学校が開設されるに至った。

青年訓練所　国の機関であった臨時教育会議が大正六年（一九一七）に、「学校において、兵式教練を取り入れるよう。」との建議があつたことから、小学校終了後の勤労青少年に兵式教練を授けるため「青少年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」という目的を設定し、兵式訓練を中心とする教育施設を設けることになった。そこで、大正一五年（一九二六）四月二〇日付で「青年訓練所令」及び「青年訓練所規程」が公布され、ここに勤労青少年のための教育



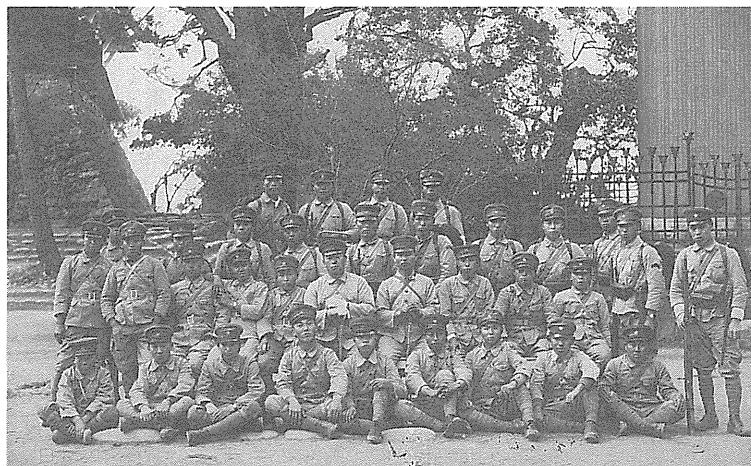
一市四郡青年学校連合演習、昭和18年3月13日鷺山国民学校にて
(北川巖氏提供)

機関として、従来の
実業補習学校のほか、
に青年訓練所が発足
したのである。

青年訓練所令

第一条 青年訓練
所ハ青年ノ心身
ヲ鍛錬シテ国民
タルノ資質ヲ向
上セシムルヲ以
テ目的トス。

第二条 青年訓練
所ニ於テ訓練ヲ
受クルコトヲ得
ル者ハ概ネ一六
才ヨリ二〇才ノ
男子トス。
第三条 市町村、市
町村学校組合及
青年訓練所ヲ設



青年訓練所犬山行軍（川島義雄氏提供）

置スルコトヲ得。

第四条 私人ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得。

第五条 青年訓練ノ訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通科、職業科トス。

普通学科及職業科ノ科目ハ文部大臣之ヲ定ム。

特別ノ事情アル者ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ訓練項目

ノ一部ヲ課セザルコトヲ得。

第六条 青年訓練ニ主事並指導員ヲ置ク。

第七条 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得ス、但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス。

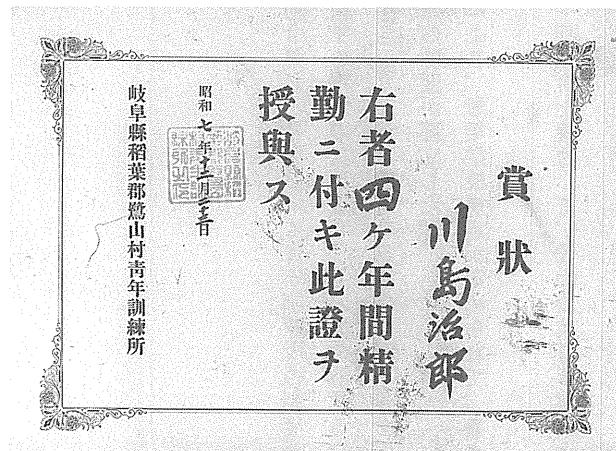
第八条 青年訓練所ハ地方長官之ヲ監督ス。

第九条 青年訓練所ノ設置・廃止、訓練ノ課程其ノ他必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム。

そこで、同日付の文部省令第一六号を以つて、青年訓練所規程が二〇条ノ条文をもつて定められ、訓練所の運営方針が定められたのである。

なお、青年訓練所終了者に特典が与えられていた。青年訓練所における教練を終了したる者に対する特典は、特科兵を除く外、在営年限を大体半ヶ年短縮せられることになつた。

第四節 青年の鍛練



青年訓練所精勤賞（川島義雄氏提供）

これは、陸軍側において別に規程の改正によらず、現に規定上認められる仮休の制度によつたのである。

鷺山村においても、大正一五年七月から、青年訓練所が開設された。

当時、当村の棚橋要次郎が、青年訓練のため、陸軍払い下げの三八式歩兵銃と銃剣各二五丁を寄附され、夜間には学科、昼間には教練の教授が始まられた。

初代校長並に訓導に就任されたのは

訓導兼校長	佐 守 實
訓 導	川 島 浅 衛
導	岩 佐 忠 雄

であつた。

青年学校 従来の実業補習学校に、大正一五年（一九二六）四月二〇日勅令第七〇号を以つて青年訓練所の制度が定められ、両者併設の形で進められて來たが、その後、この両者の合体を希望する声が漸次高まり、その機の熟するをみて文部・陸軍両者協議の上、成案を作り文政審議会に諮問の上、昭和一〇年（一九三五）四月一日勅令第四一号を以つて青年学校令が制定され、実業補習学校と青年訓練所とを併合した青年学校の制度が確立した。

青年学校令は、第一条から第一五条の条文で成り、更に文部省令第四号により、青年学校規定が定められて、各々青年学校にその要旨と、施行上の注意事項が示された。

鷺山村でも、青年学校令発布の昭和一〇年、今までの農業補習学校と青年訓練所を統合して、鷺山農業青年学校として発足した。

当時の鷺山農業青年学校の学則は次のようである。

昭和一〇年七月 鷺山農業青年学校学則

岐阜市鷺山農業青年学校学則（昭和一〇年七月五日）
○市議会図書館室蔵
告示第五五号

第一章 総 則

第一条 本校ハ青年学校令ニ依リ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ

鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル智

識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的ト

ス

第二条 本校ハ岐阜県岐阜市鷺山農業青年学校ト称シ岐阜県
岐阜市鷺山尋常高等小学校ニ併設ス

第三条 本校ニ男子部女子部を置ク

第二章 科並ニ教授及訓練期間

第四条 本校ノ科ヲ普通科及本科ニ分チ教授及訓練期間ヲ普

通科男女各二年本科男子四年本科女子三年トス

第五条 本科ノ課程ヲ卒ヘ更ニ学修セントスル者ノ為ニ研究

科ヲ置ク、其ノ教授及訓練期間ハ男子ハ二箇年女子ハ一箇

年トス

第六条 主トシテ職業ニ関スル特別ノ事項ニ就キ専修セント

スル者ノ為ニ専修科ヲ置ク、其ノ教授及訓練期間ハ三ヶ月

以上一ヶ年以内トス

第七条 教授及訓練ハ毎年四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル

第四節 青年の鍛練

第三章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数

第八条 本校ノ教授及訓練科目ヲ左ノ通定ム

一、普通科（イ）男子

修身公民科普通学科

職業科体操科

（ロ）女子

修身公民科普通学科

職業科教練科

（ロ）女子

修身公民科普通学科

職業科教練科

三、研究科（イ）男子

修身公民科普通学科

職業科教練科

（ロ）女子

修身公民科普通学科

職業科教練科

家事裁縫科体操科

修身公民科普通学科

職業科教練科

修身公民科普通学科

職業科教練科

修身公民科普通学科

職業科教練科

修身公民科普通学科

職業科教練科

普通科男子教授及訓練時数（一年二十五週毎週十時間）		教授及訓練科目		年	
合計	年	第一年	第二年	第一年	第二年
二五〇	年	一〇五	二五	七〇	一〇五
二五〇	年	五〇	二五	七〇	五〇

普通科女子教授及訓練時數（一年二十五週每週三十時間）

本科男子教授及訓練時數（一年二十五週每週十時間）						
教授及訓練科目				年		
修 身				第一年		
家 事	及 裁 縫	業	公 民	七五〇	五二〇	二五〇
體 操				第二年		
教 職	普 通	學	修 身	七五〇	四〇	一〇〇
練 業	及 公 民	科	家 事	七五〇	六五	二五
合 計				第三年		
教 職	普 通	學	修 身	七五〇	四〇	一〇〇
練 業	及 公 民	科	家 事	七五〇	六五	二五
合 計				第四年		
教 職	普 通	學	修 身	七五〇	四〇	一〇〇
練 業	及 公 民	科	家 事	七五〇	六五	二五

本科女子教授及訓練時數（一年二十五週每週三十時間）						
教授及訓練科目				年		
修 身				第一年		
家 事	及 裁 縫	業	公 民	七五〇	三〇	三〇
體 操				第二年		
教 職	普 通	學	修 身	七五〇	三〇	三〇
練 業	及 公 民	科	家 事	七五〇	三〇	三〇
合 計				第三年		
教 職	普 通	學	修 身	七五〇	三〇	三〇
練 業	及 公 民	科	家 事	七五〇	三〇	三〇
合 計						

本科男子教授及訓練時數（一年二十五週每週十時間）

本科男子教授及訓練時數（一年二十五週每週十時間）						
教授及訓練科目				年		
修 身				第一年		
家 事	及 裁 縫	業	公 民	二七〇	一〇〇	三〇
體 操				第二年		
教 職	普 通	學	修 身	二七〇	一〇〇	三〇
練 業	及 公 民	科	家 事	二七〇	一〇〇	三〇
合 計				第三年		
教 職	普 通	學	修 身	二七〇	一〇〇	三〇
練 業	及 公 民	科	家 事	二七〇	一〇〇	三〇
合 計				第四年		
教 職	普 通	學	修 身	二七〇	一〇〇	三〇
練 業	及 公 民	科	家 事	二七〇	一〇〇	三〇
合 計						

研究科男女教授及訓練時數

研究科男女教授及訓練時數						
教授及訓練科目				年		
男				男		
家 事	及 裁 縫	業	公 民	二七〇	一〇〇	三〇
女				女		
家 事	及 裁 縫	業	公 民	二七〇	一〇〇	三〇
合 計						
家 事	及 裁 縫	業	公 民	三七〇	三〇	一五
合 計						
家 事	及 裁 縫	業	公 民	三七〇	三〇	一五
合 計						

第九条 本校ノ教授時數及訓練時數ヲ左ノ通定ム（前表）

専修科 専修項目ニ応シ學校長之ヲ定ム

第四章 教授及訓練ノ時刻並ニ季節

第十一条 本校ノ教授及訓練時刻ハ昼間又ハ夜間トシ終始ノ時
刻ハ季節ニ応シ學校長之ヲ定ム

第十二条 本校ノ教授及訓練ハ男女共六月十一月ヲ除キ一年
ヲ通シテ之ヲ行フ

第五章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第十三条 普通科ノ修了及本科ノ卒業ハ全課程ニ付出席時數
其ノ他平素ノ學修情況ヲ考察シ學校長之ヲ認定ス

第十四条 學校長ハ別記様式ニ依リ普通科ノ課程ヲ修了シタ
ル者ニハ修了証、本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業証、
研究科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ學修証ヲ授与ス

第六章 入学、転学及退学

第十五条 入学、転学又ハ退学セントスル者ハ學校長ニ願出
ツヘシ

第十六条 本校ノ入学期ハ毎年四月トス

第十七条 本校ニ入学シ得ル者ノ資格左ノ如シ
一、普通科 尋常小学校卒業者又ハ年齢十二年以上ニシテ
之ニ相当スル素養アル者

二、本科 普通科修了者、高等小学校卒業者又ハ年齢十
四年以上ニシテ之ニ相当スル素養アル者

本学則ハ昭和十年七月一日ヨリ施行ス

第四節 青年の鍛錬

第十七条 學校長ハ転学又ハ中途入学ヲ願出ツル者アル時ハ
年齢及素養ニ応シ相當科ノ相當学年ニ編入スル

コトアルヘシ

第十八条 學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニ因リ一時他ノ青
年学校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望ス

ル者アルトキハ其ノ期間其ノ生徒教授及訓練ヲ
他ノ青年学校ニ委託スルコトアルヘシ

第七章 授業料

第十九条 授業料ハ之ヲ徵収セス

第二十条 學校長ハ必要ニ応シ生徒ニ対シ賞罰ヲ加フルコト
アルヘシ

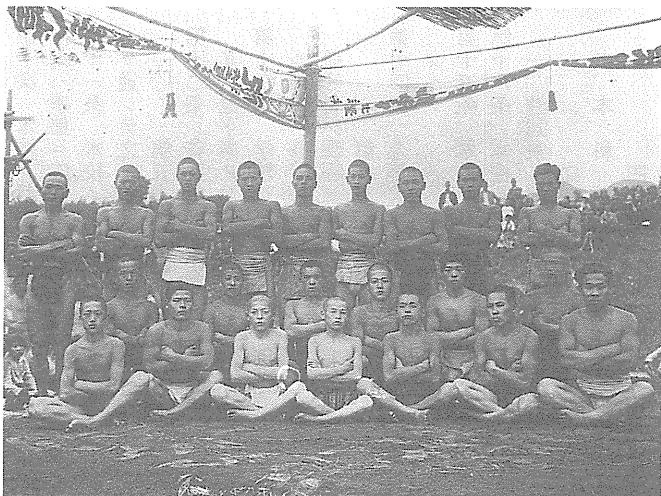
第二十一条 本校ニ入学シタル者ニハ所定ノ青年学校手帳ヲ
所持セシム

第二十二条 転学又ハ退学スルトキハ青年学校手帳ヲ提示シ
出席時數其ノ他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受ク
ヘシ

第二十三条 他ノ青年学校ヨリ転学シタル者ハ本校ニ青年学
校手帳ヲ提示スヘシ

第二十四条 本校ニ於テハ隨時講習ヲナスコトアルヘシ

附 則



鷺山青年分団角力大会、昭和17年10月（北川巖氏提供）

（別記様式）「修了証、卒業証、学修証、專修証 略」
ちょうど、昭和一〇年六月に鷺山村は岐阜市と合併し、鷺山の山上にあった鷺山尋常高等小学校も現在地に移転するなど、画期的な年であった。

翌一一年（一九三六）は、二・二六事件が起こり、次の昭和一二年（一九三七）には日華事変が勃発、日本は戦事体制へとつき進んでいった。

昭和一四年（一九三九）四月には、青年学校が義務制となり、男子満一二歳から一九歳まで、当時の中学校へ進学しない者は、總てこれに入学した。

教授及び訓練の時間も義務制にともない延長され、四月から九

月までは、午後一〇時まで行なわれることになる。
昭和一七年（一九四二）一月からは、青年学校の夜間教授を昼間に実施することに

農業補習学校時代からの歴代校長

氏名	期間
岩佐尚一	明治44.6.30~大正11.8.25
山田将太郎	大正11.8.26~大正14.3.31
佐守實	大正14.4.1~昭和2.3.31
白木林一	昭和2.4.1~昭和3.8.6
島茂林	昭和3.8.31~昭和10.3.31
川島衛	昭和10.4.1~昭和15.3.31
飯尾菊三郎	昭和15.4.1~昭和19.3.31
赤塚重三郎	

改正されたが、戦時下の青年に、則実戦に間に合う軍事的訓練を行なわんがためであった。

ところが、昭和一九年（一九四四）になると、戦局は深刻化の一途をたどり、国民總決起して困難にあたらなければならぬという状況になつて來たので、青年学校も存続できなくなつて自然廃校の止むなきに至つたのである。

鷲山の河川敷に高等飛行学校

明治四三年一二月一九日徳川好敏、日野熊藏の両大尉が東京代々木練兵場で日本最初の飛行をした。そして大正六年

農業補習学校職員表

資格	氏名	任命年月日	退職年月日	退職時年手当
訓導助教諭	川島浅衛	明治四四年六月三〇日		
代用教員助教諭	岩佐忠雄	大正六年一月四日		
助教諭	関谷美雄	昭和二年四月一六日	昭和二年三月三一日	六〇
助教諭心得	興山桂宗	昭和三年九月二〇日	昭和四年三月三一日	六〇
助教諭	北川勝	昭和四年三月三一日	昭和七年三月三一日	六〇
助教諭	伊藤太市	昭和七年三月三一日	昭和九年三月三一日	六〇
栗本一穂	〃	九六	九六	九六
田畠徹	昭和一二年三月三一日	七二	七二	七二
正木清作	昭和一四年三月三一日	九六	九六	九六
〃	昭和一九年九月三〇日	九六	九六	九六
助教諭	川島錄一	昭和一九年三月一八日	昭和一九年三月一八日	昭和一九年三月一八日

青年訓練所生徒数（青年学校）

																年 度	一 年 次	二 年 次	三 年 次	四 年 次	計	修 了 者
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭 和 元 年 度	"	"	"	"	"	"
六	八	九	二	六	九	一	六	七	一〇	五	二	四	一〇	九								
一〇	八	二	五	四	九	一五	七	九	六	一四	一五	一五	九	六								
八	三	五	四	九	一三	七	八	九	一三	一二	九	九	六	九								
二	五	四	九	一〇	七	八	六	九	一	九	八	六	八	三								
研究科 五年	五	九	一〇	一〇	研究科 一年	三八	四一	三七	三四	四〇	四〇	四四	三四	三三	二七							
研究科 二年	九	一〇	一〇	二	研究科 二年	二	六	四	九	一〇	九	五	五	六	三							

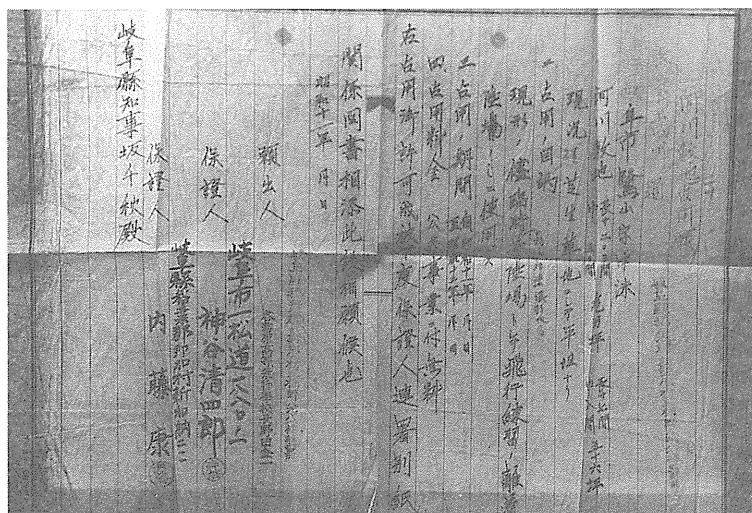
昭和一〇年から二〇年の鷲山青年学校の指導員・生徒数

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	赤塚 重三郎	一四	一三	一二	一一	飯尾 菊三郎	高瀬四郎 四月から	川島次郎 九月から	北川喜太郎 八月から	梅田眞 一九月から	四〇	四一	三四八	六	六	一〇	八	本科五年
																			七	六	一〇	九	
																			八	七	九	八	
																			九	八	七	八	
																			二	一	二	三	研究科一年

稻葉郡那加村に日本で二番目の飛行場が開設され、飛行第一大隊・飛行第二大隊が鵜沼村に置かれた。飛行第二大隊が配置されてから稻葉郡蘇原村三柿野（現在名務原市蘇原三柿野町）に川崎造船所飛行機部各務分工場（現在の川崎重工業岐阜工場）が建設され、軍・民一体の稻葉郡蘇原村は軍事工場の村として発展した。

飛行聯隊の刺激もあってか、民間飛行の養成気運も高まってきた。昭和七年一一月愛知県一宮市祢宜町出身の飛行家野田金一が民間飛行家養成のために川崎造船所飛行部各務原工場の敷地を借りて開校。事務所を三柿野駅の北に設けて滑走路を借用し、操縦科・機関科の二科の飛行家養成につとめた。同工場の拡張に伴つて移転を迫られ、各地の適地を求めて調査していたところ、鷺山の河川敷に白羽の矢を立てた。場所は刑務所の西で現在の県営グラウンド附近。新しい滑走路は長さ二〇〇間（三六〇メートル）、幅五〇間（九六メートル）、面積一万坪（三万三千平方メートル）、校舎は五六坪（一八五平方メートル）、河川敷は平坦な草地であった。

県知事に提出した「河川敷地占用願」によると、占用目的は飛行練習の離着陸場、期間は一年間、占用料は公共事業のため無料



各務原高等飛行学校、長良古々川河川敷使用願（岐阜新聞社提供）

であった。

学校経営はかなり苦労していたようで、遊覧飛行で経営資金に充てていたようで、当時の教官は岐阜市三田洞、神谷清四郎外三人四名で、操縦科・機関科の二科制で二七名程の生徒であった。

野田金一が更に大望を満州に持ち渡つたため、昭和一三年夏で同校は閉鎖された。

(以上昭和六三、三、一四、岐阜新聞資料提供)

このように鷺山の河川敷を利用しての航空熱が盛んになったのは広大な用地があったからであり、若人達が空へ翼へと新しい希望をもつ檜舞台地でもあった。

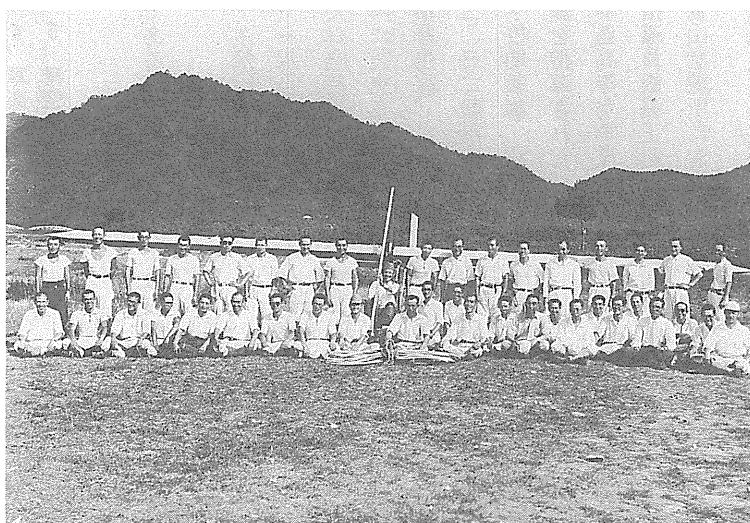
グライダー飛行養成所の鷺山 高等飛行学校閉鎖後は大東亜戦争時代でもあって、依然として若人達の大空への希望は燃え、県内の大学生・中学生の学徒に普及した。戦時下の訓練として、昭和一六年頃当時の岐阜県師範学校・岐阜薬学専門学校・岐阜中学校等の学徒にグライダー訓練を取り入れられたのである。

岐阜県岐阜中学校報国団團則（抜粋）

第四条 本団ニ左ノ各部ヲ置ク

三 国防訓練

第四節 青年の鍛練



滑空訓練（野々村美英氏提供）

- 1、射撃班
- 2、銃剣道班
- 3、国防競技班
- 4、軍樂班
- 5、滑空班

このように航空精神と技術の練習を正科教育にとり入れられたのである。当時グライダーは三機整備されていた。訓練は三段階になっていた。

初級機　高度約一〇〇尺、滑空時間五秒から三〇秒程度、直線コース飛行であった。

中級機　高度約一〇〇尺、滑空時間二分から三分程度、九〇度、一八〇度、八字、Sの字旋回操作。

高級機　高度は自由、滑空時間は相当長時間飛行できた。日本では当時二機のみ保有、岐阜にはなかった。

大日本飛行協会岐阜支部の発足　昭和一七年頃岐阜県兵事厚生課内に設立された滑空訓練所は、鷺山長良川河川敷にあった。当時滑空教士として活躍されたのは、明徳小学校から県兵事厚生課、さらに教学課に席をおされた野々村美英である。彼は岐阜市村山一七一四番地の人である。昭和一七年六月三〇日二級滑空教士免許、同年八月九日三級滑空教士免許を取得され、岐阜県教職員に籍を置きながら、岐阜県立青年学校助教諭、昭和一七年九月三〇日同訓練所指導員嘱託の職で、県下の各中学校の生徒を集めて、グライダーの合宿訓練を指導された。

訓練は約一〇日間、宿泊所は假宿舎を崇福寺に設け、岐阜中学校・羽島高等女学校・益田農林学校の滑空班を連日にわたり訓練した。また青年隊として山県郡航空青年隊の訓練に当時の指導員飯沼正司と共に総指揮をとり、あるいは岐阜市助役東前豊時代には、岐阜市教員滑空班結成等に努力した。^(岐阜市長松尾国松)この鷺山訓練所において大空へと滑空精神の向上につとめられた時代であった。

第五節 出征と応徵

兵役 一躍世界の中におどり出た維新期の日本にとって、当時の情勢から、国防は緊急必須の問題だった。

明治六年（一八七三）一月徴兵令が公布された。国防のために軍隊を編成せんがためである。男子二十歳にして、兵隊検査を受けて、合格した者が兵役に服したのである。

やがて、昭和二年（一九二七）になって、徴兵令に代わって兵役法が公布された。

ここに日本国民の最大の義務が兵役であることが明示された。

徴兵検査 男子は満二十歳に達すると徴兵検査（兵隊検査）を受ける義務があり、これはさくて通れぬ閂門であった。

検査は、軍人の検査官で実に厳しい気

合の入った身体検査である。検査を受け

た者は誰もが忘れる出来ない印象

深いものであった。検査が終わると、聯

隊区司令官の前に呼ばれて講評を受け

る。そして、講評結果を司令官の前で復唱して退去した。

甲種、第一乙種、第二乙種と、体力に



軍隊手牒（栗本賢市氏提供）



奉公袋（栗本賢市氏提供）

より区分されるのであるが、甲種合格になることは家門の名譽として、近隣の人々から盛大に祝福されたものである。

かくして、甲種合格となつた者は、指定された日時に指定の軍隊に入隊するのであるが、これを入営と言い、その日が来ると、親族、友人、知人などから贈られた「祝入営 ○○○○君」と書かれたのぼりをおしたて、村民総出で村はずれまで見送つたものである。

村民の打ち振る「日の丸」の小旗の波に、別れの挨拶をする時、本人自身も喜びの中に、甲種合格（帝国軍人）としての自覚に徹するのである。

軍隊に入隊した合格者は、現役兵として一定の期間厳しい軍隊生活をして軍人精神を陶冶し、国を守る精銳となる。平時ならば除隊するのであるが、戦時中は引き続き出動して軍務に服することになり、また第一乙種や第二乙種であつた者も、現役兵に編入して入隊した。

若い二〇歳の青年が、軍隊の教育を終わつて除隊してくると、人間性が変わつたように立派になり、重みが出来て人生に一つの区切りがはつきりつくという程、人間形成に大きく役に立つたのである。



祝出征ののぼり（桑原芳夫氏提供）

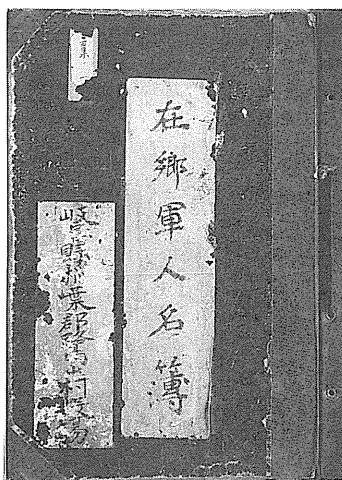
昭和一四年（一九三九）には、兵役法が改正され第三乙種も合格と認定され、また昭和一六年（一九四二）になると丙種合格者も召集されることに改正になり、昭和一八年（一九四三）の兵役法改正では、徵兵年齢を一年引き下げて兵力の増強をはかることになり、昭和一九年に実施され検査も同時に行われた。

昭和一九年からは満一七歳を兵役に編入している。こうした目まぐるしい改正の変遷は次の応召と出征に関係する。
応召と出征 平時に、兵役を終えた者は、除隊して一般市民として家業や職場で働いて生活していたのであるが、軍籍があり在郷の兵役者として在郷軍人と言つた。

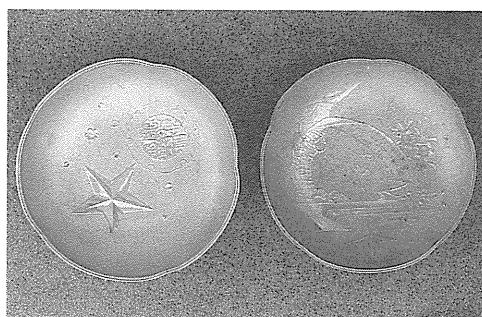
一たび、戦争が起り軍隊の出動が要請されると、国は動員令を下令して、聯隊区司令部より召集令状を市町村役場を通じて、各在郷の兵役のある者に通達して軍隊に召集されるのである。

召集令状は、赤色の紙に入隊の日時、場所が示されている。通称これを「赤紙」と言つた。召集令状を受け取つた時の緊張感は、当人のみが感じ、口や文章で表現できるものではない。家族全員にも大きな衝撃を感じさせたのである。

召集令状を受けて出征の日迄の



在郷軍人名簿（元鷺山役場提供）

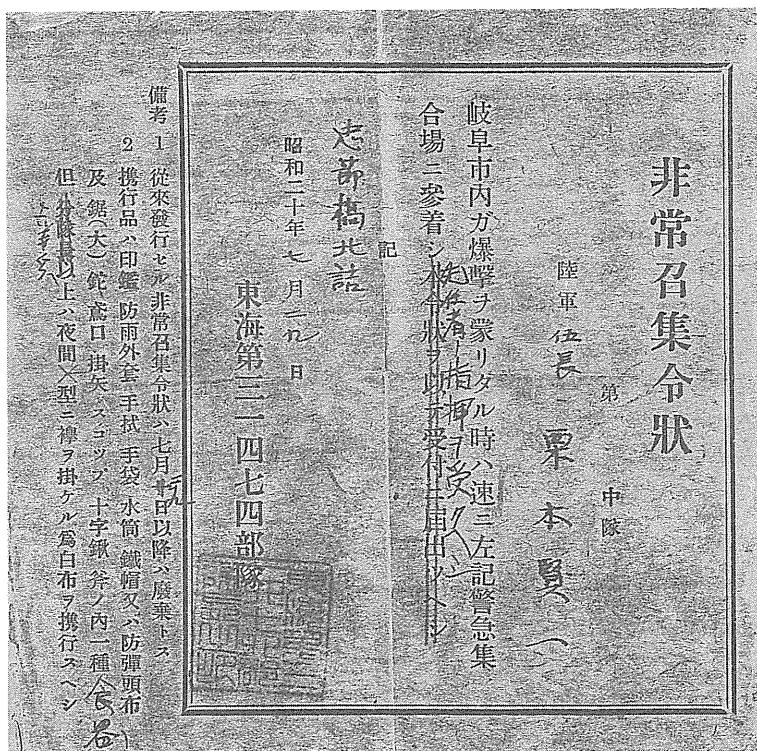


除隊記念品（栗本賢市氏所蔵）

少ない間に、環境の整理をするのであるが、家庭の中心であった者、病身の老親・妻子を残す者は、家族の今後を憂い案じながら、一切の問題も解決できないまま、今生の別れをしなければならない悲壮な日々であった。

いよいよ出征門出の朝になると、仏壇の前で祖先と別れをし、家族や親戚・隣家の人々に「後を頼みます。」と挨拶をして、氏神に参拝し、小学校の校庭で町内会長・総代等の挨拶と激励を受け、それに応え「入隊の暁は、一意専心軍務に精励し、皆様のご期待に添う覺悟であります。」などと挨拶して、小学生・青年団・婦人会・町内の多数の歓呼の声に送られて、出征して行くのであった。

そして、二度と故郷に帰ることが出来ない決意を秘めて、各地から送られて集まつた軍人と共に、軍隊の營門をくぐるのであった。



非常召集令狀（栗本賢市氏提供）

部隊が戦場（外地）出動に際しては、昭和一四～五年（一九三九～四〇）頃までは、白屋堂々とラッパの響きも勇ましく、軍靴の壮重な足音も高らかに、隊伍整然と連隊の兵営を後に最寄り駅まで行進した。

鷺山の者は、岐阜の歩兵六十八連隊であつたから長森にあつた連隊の兵営から、岐阜駅まで行進して向か

防衛 警備召集待命令狀

召集令狀
11

本籍地

現住地 岐阜市正木一三六七

就業場所

第一補充兵役轉す陸軍伍長 桑本賢一

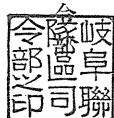
右 申啓年月日 警備召集待命令セラル

召集部隊ハ おほひ二一四一四連隊

召募地(岐阜市中島橋内東海沿二一四七田部隊名) おほひ二一四一四連隊

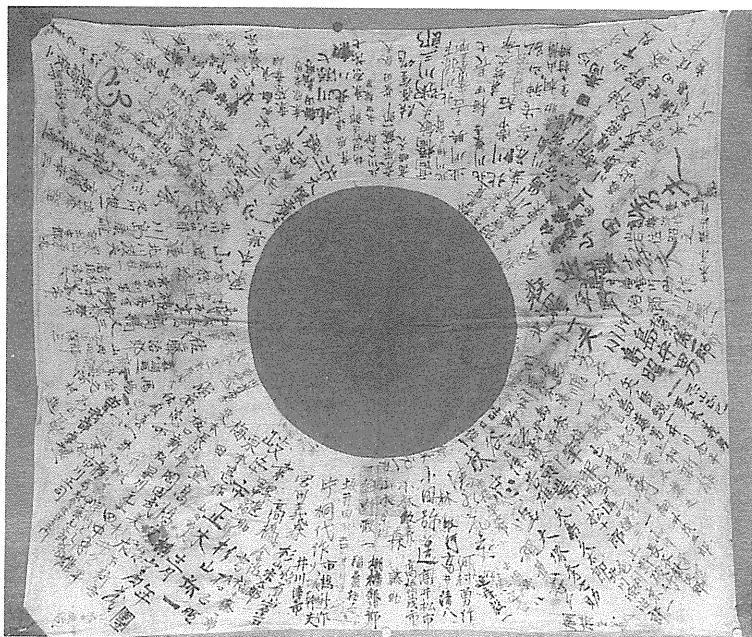
昭和年月日

岐阜聯隊區司令



注意 東面ヲ熟讀スヘシ

防衛召集待命令狀



日の丸のよせ書（川島義雄氏提供）

うのであるが、沿道は見送りの市民で埋め尽くされ、小学生・中等学校・国防婦人会等が日の丸の小旗を打ち振り、声をからして万歳を叫び続ける中を、完全軍装で身を固め黙々として戦線に向った。

戦争が苛烈になってからは、出動も輸送も一だんと厳しくなり、深夜の出動が多くなった。

岐阜駅より部隊は専用の軍用列車に乗るのであるが、歎呼の声も聞くことなく、軍用列車は闇の中へ岐阜駅を離れた。

これは、昭和一六年（一九四一）一二月八日、世界第二次大戦（大東亜戦争とも言つた）の開戦から、終戦の昭和二〇年（一九四五）八月一五日まで毎年に過酷となつて、鷺山からも大勢が出征をみたのである。

「応徴」 「応徴」とは、耳慣れないとばである。

戦時には、産業の総てが戦争遂行の為の軍需産業に切り替えられ、食糧増産から、航空機・兵器工場は勿論、繊維工場等も軍需工場であり、直接戦力に不急不用とみられる職域は転廃された。

昭和一三年になると、これ等の軍需工場を国家管理とし、四月一日には、國家総動員法が公布され、六月から勤労動員がはじまつた。戦力に関係ない職域の余剰人員や、まだ兵役に服していない人達を、軍需工場に徴用工として動員させたのである。

これを徴用といい、国は必要人員を動員するため、市町村に命じて、該当者名簿を作成させ、必要に応じて動員を下令し、軍需工場へ派遣したのである。

この動員も、兵役者の召集令状に匹敵し、動員を受けた者はこれを拒むことができず、徴用に応じた。

これを「応徴」といった。

昭和一三年の「國家総動員法」公布による勤労動員の開始は、小学校児童にまでもおよび、生産活動や出征軍人の遣

族家庭の援護作業に奉仕活動をしたのである。

昭和一六年（一九四二）になると、三月三日に産業報国青年隊結成の通牒が下令され、同月七日には国民に労務手帳が公布された。

これは、身分証明書のようなもので、自分はどういう職務について勤務しているか、また、国の要請に応じて、どんな労務に参加したかが記入されて、その証明となつた。

つづいて、一月二二日になると「国民勤労報国協力令」が公布となり、男子一四歳から四〇歳まで、女子は一四歳から二五歳まで勤労奉仕義務の法制化がなされ、国民学校高等科以上は軍需物資の生産、また食糧増産のため荒地の開墾に動員協力したのであった。

ところが戦線が拡大して遠く深くなると同時に、敵の反撃も激しく、巨大な物量をもつて対抗する米英の連合軍が、日本本土に迫り始めた昭和一九年（一九四四）になると、これに対する日本としては総力をふりしぶる外はなかつた。二月二五日に文部省は、食糧増産に学徒動員を発令して五〇〇万人を動員し、国民学校の児童にまで食糧増産に参加を指令した。

七月一日になると、国民学校高等科・中学校低学年にも動員の範囲を広げ、深夜の労働の強化を打ち出すまでに至つた。

こうした戦局の深刻化は、国民総てを戦力に組み込んだわけである。

同年八月二五日には、女子挺身勤労令が下令され女子までが徴用された。

岐阜市には、各務原に陸軍飛行場があり、川崎航空機工業があつた関係で、多くの徴用工員が、この工場へ動員された。

鷺山からも、川崎航空機の外、他の工場に、また地下資源採掘などの重労働に徴用されておられたはずだが、当時の資料が紛失また焼却されていて、詳細は明らかでない。

軍用保護馬の鍛練 昔、日本の官道として大寶年間（七〇一）に完成した東山道には、駅馬・伝馬が常設され、公使事急なれば駅に乗れ、事緩なれば伝に乗れとあるように、すでに馬が使用されていた。また武将と馬、兵隊と馬とは極めて深い間柄であり、武将は必ず馬小屋を持ち良馬を育て、乗馬で戦陣に向かい戦つたのである。急使のかけ馬、指揮する武将の馬などは欠くことの出来ないもので、絶えずといつてよい位、依存していたのである。

今日では馬の姿は競馬以外には目に止まらない時代となつたが、日清・日露戦争時代には極めて軍馬は貴重な存在で、幾多の軍馬の美談もあつた。

岐阜市美江寺の大日山美江寺の境内に「馬頭觀世音菩薩、明治三十七、八年日露之役軍馬多斃、因追弔会以建紀念碑、明治三十八年二月岐阜市今小町、某」として功績をたたえその靈を慰め碑が建てられている。

昭和初期に至り軍制の強化が盛んに叫ばれ、昭和三年には山東事変が勃発し軍馬の増強時代になり、鷺山村に三〇頭の軍馬徵用の命がくだり、最高一頭につき四八〇円、最低一頭につき三〇〇円の価格で、出馬命令が来た。當時として軍馬徵用は家の名譽であった。しかし、毎日家族同様に同じ屋根の下で暮らして來た愛馬と別れる心境は、これまた計りしれないものがあつた。當時馬主は、夜間弁当持参、縁故者・関係者に見送られ、犬山を経て朝方名古屋第三師団北練兵場へ到着、馬を引き渡した。家族と同居していた愛馬と別れ、幾度か愛馬の姿を振り返り、振り返りしながら別れを惜しみ帰宅したのであつた。昭和一二年夏北支蘆溝橋に突発した日支の全面的衝突は百万の皇軍が出動し、北支に中支に南支にと奮闘と幾多の武勲を輝かした。しかも是等出征軍には我等の無言戦友たる數十万の軍馬が常に活躍した。平

素から軍隊にいた馬は体格も良く鍛練も出来て居て能力があるが、臨時徵發せられた馬の多くは其の体格は別としても平素の鍛練が充分でなく、軍隊的取り扱いや飼い方に馴れず、またこれ等徵發馬は平素群居集団的の行動に馴らされておらなかつた。そのため戦時徵發に備えて民間の馬を馴らしておくため、また一般の馬事思想を普及し馬に関する知識、馬の取扱いを知るために訓練をした。

この訓練指導は、岐阜県軍用保護馬普通鍛練指導員岐阜市第七班が担任し、主な訓練は次のようであつた。

一、訓練の基本 「昭和十四年二月十日陸軍省検閱済、馬術教範」に基づき訓練を実施。「總則第一、馬術ノ目的ハ騎手ヲシテ乗御・使役ノ術ニ熟達セシメ且敢為ノ氣性ヲ養成スルト共ニ、馬ヲ訓練シテ軍馬所要ノ性能ヲ充タサシメ、以テ戦鬪ノ要求ヲ充足スルニ在リ。」とは訓練精神の主旨であつた。

一、訓練馬

鷺山村の農耕馬、当時一二〇頭が訓練に参加して、軍馬徵用に備えて鍛練につとめた。

一、訓練場所

昭和一二年に長良川古川の締切り廻川敷地で鷺山清洲・正木地域の河原

一、野外騎乗

訓練箇所を野外に時折り移動、岐阜市三田洞・山県郡伊自良村方面



長良古川締切向井附近の昭和16年の演習訓練（岐阜県立岐阜農林学校提供）

かようにして鍛練された馬は、第二次大戦当時には多数の優秀な馬が異國の第一線の戦場で活躍し、軍馬としての功績をのこし、当時は国民の間に歌となつて唱われた。

愛馬進軍歌

- 一　国を出てから幾月ぞ
ともに死ぬ氣でこの馬と
攻めて進んだ山や河
とつた手綱に血が通う
- 二　昨日落としたトーチカで
今日は仮寝の高いびき
馬よぐすり眠れたか
明日の戦は手強いぞ
- 三　弾丸の雨ふる濁流を
お前頼りにのり切つて
任務果たしたあの時は
泣いて秣まくわを食わしたぞ
- 四　慰問袋のお守りを
かけて戦うこの栗毛
ちりにまみれた鬚面ひげづら
なんでなつくか顔よせて

第六節 生活の統制

生活にかぶさる戦争　昭和六年（一九三一）満州事変、翌七年には上海事変と、日本にとつて風雲急な時代に突入した。

当時、大正末から昭和初期の経済恐慌が日本に吹き荒れ、日本の主要産業



岐阜護国神社建設勤労奉仕

であった綿糸産業が大不振に落ち、且つ米價が大暴落していた。

島国で資源にも限界のある日本であることを憂いながらも、この窮乏を何とかしなければならないというあえぎを感じる風潮だった。

窮乏の中で、戦時体制に入ったのであるから、国民生活への圧迫は、いよいよ厳しいものがあった。当時の標語の中から、国民が歯をくいしばるような努力を探ってみよう。

昭和一二年の標語には、「一汁一菜」「享樂廃止」「堅忍持久」があり、一四年になると「日本人なら贅沢はできないはずだ！」となり、一五年には「一億一心」「八紘一宇」であり、一七八八年は「ほしがりません勝つまでは」、「頑張れ敵も必死だ」、一九年には、「進め一億火の玉だ」となっている。また戦時が進むに従って、一三年には代用品が流行し始めた。衣類でも、綿・羊毛の輸入がままならず、綿織物に代ってスフが使われはじめるし、乗用車の生産も禁止となる。一四年には白米禁止を打ち出し、遊興営業は短縮営業され、ネオンは全廃、パーマネントは廃止、石油・木炭は配給制となり、国民服を決めて華美な服装をいましめた。

一五年には、地域の連帶と防諜・戦争遂行のため、部落会・町内会・隣組制度を設けた。

一六年には防空頭巾^{ずきん}・モンペ・ゲートルの非常時の服装が広がってき、一七年になると、食塩の配給通帳を使っての配給制を実施し、衣料も切符制とし、せめても、幼児と妊婦にはパン切符の特配があつた。

一八年に入ると、薪も配給制となり、婦女子は着物の長袖を切つて元緑袖にするように勧め、一九年には旅行の制限を強化し、砂糖の家庭配給を停止するまでに至った。こうした生活用品の制限強化だけではなかつた。

一三年からは、軍需工場の国家管理となり、國家総動員法による勤労動員、一四年には婦人会を国防婦人会に、消防・水防団を警防団として結成させ、一五年には大政翼賛会が発会して政府政治支援をはかり、一六年には各種少・青年団体を総括して大日本青少年団が結成され、国民勤労報国協力令を公布して、勤労奉仕の義務を法制化した。一七年から衣料の切符制の実施、金属や米麦などの供出の強制化、一八年には学徒出陣、一九年には徴用工として軍需工場や地下資源の採掘に動員するなど、国民学校高等科以上の学生は学業を停止して動員した。

同年八月二十五日には、女子挺身勤労令を下令、女子も徴用動員に参加しなければならなくなつた。
「ほしがりません、勝つまでは」の標語に代表される通り、社会の機構も総ての生活も、戦争のために統制が強められたのである。

町内会・隣組制度の推進 岐阜市は、戦時下の生活を新体制の整備充実のため、「岐阜市告諭第一号」を昭和一五年一二月一六日に出し、町内会常会の推進を呼びかけた。

告諭の要旨は、

岐阜市今日の発展は市民の隣保相扶、町総代外関係各位の滅死奉公、偕和共榮、市政に貢献の賜物であるとし、本市の町総代制度は古い歴史と永い伝統を持つて町内自治及び市政に直結し、本市特有の機能を發揮してきた。

内務大臣からの「地方共同の任務の遂行と国民の道德的鍛成と精神的団結」の訓令を期するため、町内会の整備に力をつくさんとす。

この画期的新段階に即応するため町総代制度を解消して町内会を組織し、上意下達・下情上通の緊密な連携をはかり、積極的に大政翼賛運動に参加し、一層隣保共助の精神を昂揚して地方自治の振興に一大進展を期さんとする。

今や我が帝国は國運隆昌皇威八紘に輝き、世界の平和と大東亜新秩序の建設のために一億一心努力しているところである。

市民は克く時局の重大性を認識し、新体制の趣旨を体して

本制度の整備充実に協力し、其の運営を円滑にして、大政翼

賛・臣道実践の実を挙げんことを切望する。

といふもので、次の岐阜市町内規程を作り、その中に隣保（隣組）の使命、常会の持ち方と運営に及ぶ細かい規程が発表された。

岐阜市町内会規程〔昭和十八年一月三十日岐阜市告示第二号で第」
〔七、八、九年を改正したものを掲げてある。〕

第一条 本市民ハ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行スル為メ隣保団結ノ精神ニ基キ本規程ノ定ムル所ニ依リ町内会ヲ組織シ左ニ掲タル事項ノ実効ヲ挙グルモノトス

一、道徳的鍊成ト精神的団結ヲ図ルコト

二、国策ヲ汎ク市民ニ透徹セシメ国策万般ノ円滑ナル運営

ニ寄与スルコト

三、統制經濟ノ運用ト市民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルコト

擧

第二条 町内会ハ同一校下区域ニ於テ隣接セル町、丁目、部落ノ区域二百戸内外ヲ標準トシテ之ヲ組織スルモノトス

但シ部落散在ノ為メ著シク不便ナル場合ハ部落毎ニ町内会

ヲ組織スルコトヲ得

第三条 各校下毎ニ町内会联合会ヲ置キ区域内町内会長ヲ以

テ組織ス

但シ町内会聯合会長ハ當該区域内ニ居住スル者ヨリ推薦ス

ルコトヲ得

第四条 町内会ニハ組及隣保班ヲ置ク、隣保班八十戸内外ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス

第五条 町内会ニハ校名及番号ヲ冠シテ之ヲ呼称之、組・隣

保班ニハ適宜ノ名称ヲ付スルモノトス

第六条 聯合会及町内会ニハ会長ヲ、組ニハ組長ヲ、隣保班ニハ班長ヲ置クモノトス

一校下一町内会ナルトキハ町内会長ヲ以テ連合会長ト看做ス

第七条 会長ハ会常会ノ推薦ヲ經テ市長之ヲ選任ス

組長及班長ハ組常会又ハ班常会ニ於テ決定シ町内会長ノ報告ニ基キ市長之ヲ委嘱ス

第八条 町内会長ハ前条第二項ニ依ル組長及班長ノ決定アリタルトキハ直ニ其ノ職・氏名ヲ市長ニ報告スルモノトス、

異動アリタルトキ亦同ジ
第九条 聯合会・町内会及組ニハ第六条ニ規定スルモノト外